

議会広報特別委員長を本会議質疑で厳しく追及 ついに「掲載に関しては何も決まっていない」と認めさせる



村上かずしげ議員

12月10日、村上議員（議会広報特別委員）が突然、議長から呼び出しを受けました。「梅津議員のクリアファイルの質問を議会広報に載せるのはふさわしくない。掲載する質問を変えてほしい。」との話です。その場で「そんな圧力は許されない。調査の場も市教委が行ったものであり、質問の内容も全く問題ない。」と抗議。そのあと開かれた議会広報特別委員会でも、委員長から質問項目を変更するよう求められました。



議会広報特別委員会が10日、11日と開かれました。村上議員は、「今回の問題の本質は『検閲』であり、民主主義の否定、議員の自由な政治活動を侵すものだ。」、「これまで議会広報特別委員会は、要望された質問項目について掲載を拒否したことは一度もないし、多数決で掲載を拒否すること、全会一致を基本に進めてきた議会広報特別委員会の運営ルールを踏みにじるものだ。」と主張。ついに議会広報特別委員会としては、掲載問題になんの結論もつけられずに終わりました。

この内容を委員長が議長に報告。すると議長は、共産党とともに「掲載することに問題はない。今回のことは常軌を逸している。」との意向を示した市民連に圧力をかけ、ついに市民連に掲載拒否を容認させるという強圧的な行動に出ました。

繰り返し共産党議員団には、記事の差し替えを要求、議会の開催は深夜に

ずれこみました。本会議の場で改めて不掲載問題を追及、このまま掲載拒否の結論を出してしまおうとする委員長に、「議会広報については広報委員会が責任を負っている。委員会では何も決まっていない。」と答弁させました。

今後、改めて会派代表者会議や議会広報特別委員会が開かれ、この問題が議論されます。共産党議員団は引き続き、この暴挙と正面から対決していきます。

なお、12日の本会議で共産党議員団は議会広報特別委員長、および議長の不信任決議を提案しました。村上議員は委員長不信任案の趣旨説明を行い、議長不信任には賛成討論をしました。

議会広報特別委員長の不信任決議を提案

市議会だより第46号に関して、日本共産党議員団所属議員梅津則行氏の一般質問の掲載記事に関して、本人から「流行語大賞に選ばれた『アベ政治は許さない』クリアファイルを『職員室の机に置いたのは誰か』という調査は適切なのか」との質問項目を掲載してほしいとの要望が出されたにもかかわらず、金安潤子議会広報特別委員長が、ネガティブキャンペーンになるので、内容としてふさわしくない。議会広報には掲載すべきでないとして、議長に相談、事実上、掲載拒否の立場から行動したことは、議員の政治活動の自由を侵すものである。そもそも、掲載にふさわしくないというなら、本会議の場において、議事録からの削除の意見が出され、しかるべき方法で議事録精査、削除の手続がされることが通例であるが、議事録掲載上は一切問題がなく、議事録に掲載することを認めながら、議会広報に掲載することは問題と主張するなど、その論拠は破たんしていると言わざるを得ない。

市民に誤解を与える等の意見もあるが、議員は有権者の選挙によって当選し、政治家の責任において議会で質問・発言をしていることから、その発言の適否は最終的には有権者の判断にゆだねるべきものである。そうしたことを前提に、議員は誠意と良識をもって議会で質問している。こうした誠意と良識をもって議会で質問している。こうした議員の政治姿勢を尊重し、その発言権、議会広報への掲載の権利は確実に保障されなければならないものであり、今回の掲載拒否の動きは、事実上の検閲との批判を受けてもしかたない暴挙である。

議会広報特別委員長が議員の質問項目の変更を求めることなどは、前代未聞の越権行為である。

議会広報特別委員会では賛否の分かれる問題について、多数をもって議決したことがないのに、金安委員長はそれを強行しようとした。結果としては、議会広報特別委員会では決定はできなかつたが、一連の委員会運営は議会制民主主義に照らしても、到底容認できるものではない。

よって、金安潤子議会広報特別委員長を不信任とする。